

【持続できる果樹产地緊急支援事業】（県補助事業）

果樹栽培に欠かせないスピードスプレーヤは、近年の物価高騰のため、中小規模の生産者を中心に、機械の更新ができず、栽培を断念する例が少なくない。これらの生産者の営農継続に向けて、スピードスプレーヤの更新にかかる経費の一部を支援する。

1 事業主体

- ①農業者団体（3戸以上の農業者で組織する団体）※各々が認定農業者である場合は2戸以上
- ②農業法人

（注）共同利用や作業受託を行う団体がスピードスプレーヤを整備する場合、原則としてその団体ごとに1つの事業実施主体として申請するものとする。

2 事業内容等

事業区分	内容	補助率
スピードスプレーヤ	スピードスプレーヤの更新 (中古を含む)	1/3以内

3 補助要件

- ・事業実施の翌年度に「果樹の総販売額又は総所得額の増加」の実現が見込まれること。
- ・更新前のスピードスプレーヤの使用年数が10年以上であること。
- ・経営主が65歳以上かつ後継者が決まっていない場合は、新たな担い手への継承に向けて、樹園地に関する情報を市町村・農業委員会などに提供すること。
- ・導入する機械の規格（散布能力）が、経営規模に見合ったものであること。
- ・農機具共済や動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須）に加入すること。

4 対象作物

果樹全般

5 その他

- ・補助対象となるのは令和9年1月までに納品できる機械のみです。
- ・要望が予算額を上回る場合は、別途定める採択基準によりポイント化し、予算の範囲内でポイントの高い順に採択する。